

名護自然動植物公園の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日
条例第14号

名護自然動植物公園の設置及び管理に関する条例(平成14年条例第30号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、住民の健康増進及び生涯学習を推進するとともに、動植物の生態保全や情報発信の拠点として、名護自然動植物公園(以下「動植物公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 動植物公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
名護自然動植物公園	名護市字名護4607番地41

2 動植物公園は、愛称「ネオパーク・オキナワ」と表示することができる。

3 動植物公園内の主要な施設は、別表第1のとおりとする。

(使用の許可)

第3条 動植物公園を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(休園日及び利用時間)

第4条 動植物公園の休園日及び利用時間は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に動植物公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者の選定)

第6条 市長は、前条の規定により指定管理者に動植物公園の管理を行わせようとするときは、名護市公の施設の管理に関する基本条例(平成16年条例第1号。以下「基本条例」という。)第4条の規定及び次に掲げる基準により、動植物公園の指定管理者を選定するものとする。

(1) 動植物公園としての機能を継続的に維持・管理できる者

(2) 動植物の生態保全や情報発信について適正な知識を有する者

(3) 地域の活性化について十分配慮できる者

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 第5条の規定により指定管理者に管理を行わせるときの指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。この場合において、第3条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(1) 休園日又は使用時間の変更に関する業務

(2) 使用の許可及び許可に付する条件に関する業務

(3) 使用の許可の取消し等及び立入りの制限等に関する業務

(4) 原状回復に関する業務

(5) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(6) その他動植物公園の管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金等)

第8条 第5条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、動植物公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受されるものとする。

2 利用料金は、法第244条の2第9項の規定に基づき、別表第2に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第9条 この条例及び基本条例に定めるもののほか、動植物公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の名護自然動植物公園の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の名護自然動植物公園の設置及び管理に関する条例の規定により動植物公園の管理を委託された者がいるときは、この条例の規定にかかわらず、平成18年9月1日(その日前にこの条例の規定に基づき動植物公園の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間の動植物公園の管理は、なお従前の例による。

附 則(令和4年条例第17号)

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

施設の名称	規模等
メインハウス	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て 延床面積1,608.54平方メートル
研究学習ロッジ・ケージ	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て、ネットケージ等 総面積3,536.28平方メートル
自然博物情報館	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て

	延床面積967.98平方メートル
レストラン(A棟)	鉄骨鉄筋コンクリート造屋根瓦重葺平屋建て 延床面積772.86平方メートル
レストラン(B棟)	鉄筋コンクリート造屋根瓦重葺平屋建て 延床面積174.18平方メートル

別表第2(第8条関係)

区分		料金	
一般 使用	入園料	チケット	1枚につき1,200円
		年間パスポート	1枚につき2,500円
	園内設備等利用料金		1人1回につき1,000円
便益 使用	メインハウス2階展示場 (528平方メートル)		1日につき50,000円
	自然博物情報館展示場 (469平方メートル)		1日につき50,000円
	レストラン(A棟、B棟)		使用面積1平方メートルにつき月額2,000円
	パーラー等		パーラー等の売上金額に30%を乗じて得た金額
	その他		近隣同種の利用料金等に準じた金額

備考

- 1 一般使用とは、個人又は団体が、動植物公園の入園を目的に使用することをいう。
- 2 便益使用とは、個人、団体又は法人が、一般使用の便益性を増す目的で動植物公園の施設を使用することをいう。
- 3 利用料金は、料金の額と料金の額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。